

同居家族が深夜まで就業している場合の生活援助

日中独居の方（同居家族がいるが、日中は就業等で不在の方）の生活援助については、食事提供等の生命の維持に必要な生活援助は認められていますが、同居家族が帰宅した後や休日中にできること（掃除や洗濯等）については認められておりません。

しかし、同居家族の中には、休みなく深夜まで就業しており、帰宅後に掃除や洗濯等を行わせることによって共倒れになる可能性がある深刻なケースも稀に見受けられます。

本来はこのようなケースについても掃除等の生活援助は認められず、本市においても現在まで認めておりませんでした。

しかしながら、真に困っている方々を救うためには例外的な配慮も必要であることから、この度、本市においても、特に深刻なケースについてはケアマネジャーの判断により掃除等の生活援助を認めるよう見直しを図ることとしました。（※平成20年11月サービス提供分から適用します。）

例外的に掃除等の生活援助を行う際は、十分なアセスメントを行い、サービス担当者会議等で十分に検討したうえで適用するようお願いいたします。